

文化政策部会「審議経過報告」骨子案からの主な修正箇所(対比表)

素案 (5/24第7回配付資料)	骨子案 (5/19第6回配付資料)
<p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>はじめに</p> <p>第1 文化芸術振興の基本理念</p> <p>第2 文化芸術振興のための重点施策</p> <p>1. 重点施策の方向性（重点戦略）</p> <p>(1) 国家戦略として「文化芸術立国」の実現を目指す</p> <p>(2) 文化芸術を支援する手法を抜本的に見直す</p> <p>(3) 文化芸術を創造し、支える人材を充実する</p> <p>(4) 子どもを対象とした文化芸術振興策を充実する</p> <p>(5) 文化芸術を確実に次世代へ継承する</p> <p>(6) 文化芸術により我が国の成長を促す</p> <p>(7) 文化発信・国際文化交流を充実する</p> <p>2. 各分野における重点施策（具体的施策）</p> <p>(1) 舞台芸術分野</p> <p>(2) メディア芸術・映画分野</p> <p>(3) 美術分野</p> <p>(4) 暮らしの文化分野</p> <p>(5) 文化財分野</p> <p>今後の検討課題</p> <p>参考：各ワーキンググループにおける意見のまとめ</p>	<p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>はじめに</p> <p>第1 文化芸術振興の基本理念</p> <p>1. 文化芸術振興の国民にとっての意義</p> <p>2. 国の公共政策としての文化芸術振興</p> <p>第2 文化芸術振興のための重点施策</p> <p>1. 重点施策の方向性（重点戦略）</p> <p>(1) 文化芸術の価値を高め、我が国の成長を促す</p> <p>(2) 文化芸術を支える人材を育成する</p> <p>(3) 世代を超えて文化芸術を継承する</p> <p>(4) 文化発信や国際交流を推進する</p> <p>(5) 文化芸術支援の在り方を抜本的に見直すとともに、社会を挙げて文化芸術への投資を拡充する</p> <p>2. 各分野における重点施策（具体的施策）</p> <p>(1) 舞台芸術分野</p> <p>(2) メディア芸術・映画分野</p> <p>(3) 美術分野</p> <p>(4) 暮らしの文化分野</p> <p>(5) 文化財分野</p> <p>今後の検討課題</p> <p>参考：各ワーキンググループにおける意見のまとめ</p>

1. 重点施策の方向性（重点戦略）

(1) 国家戦略として「文化芸術立国」の実現を目指す

- 国際社会における我が国の魅力や存在感を高めるため、国家戦略として「文化芸術立国」の実現を目指す。
 - ▶ あらゆる機会をとらえ、国民が文化芸術に触れる機会を格段に増加するとともに、その理解を増進する。
 - ▶ 諸外国と比較し圧倒的に少ない我が国の文化予算を大幅に拡充する。
 - ▶ 寄附税制の拡充やマッチンググラントなど「新しい公共」による文化芸術活動を支援する仕組みを充実する。

(2) 文化芸術を支援する手法を抜本的に見直す

- 文化芸術を支援する手法を抜本的に見直し、効果的な振興策を進める。
 - ▶ 新たな支援制度の導入も含め、文化芸術団体への支援制度を抜本的に見直す。
 - ▶ 新たな審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入を検討する。
 - ▶ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。
 - ▶ 美術品の国家補償制度を導入する。

1. 重点施策の方向性（重点戦略）

(1) 文化芸術の価値を高め、我が国の成長を促す

- 文化芸術を広く振興し、頂点の伸長と裾野の拡大を併せて進めることにより、我が国の文化芸術そのものの価値を高め、国民一人ひとりが自国の文化芸術に誇りを持ち得る状況を実現することが、まずもって重要である。
 - また、文化芸術の振興は、教育、福祉、観光、創造産業等、幅広い分野に関わりを持つものである。文化芸術をより一層積極的に活用し、地域コミュニティの再生、雇用の創出を含めた地域振興や都市の活性化、ひいては我が国の成長につながる発想が重要である。
 - これらの観点から、文化芸術の振興を強力に推進することにより、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指す。
 - なお、今後の文化芸術の振興を図るに当たっては、従来主として対象としてきた文化芸術の領域のみならず、衣食住など広く我々の生活に関わる領域をも対象として振興策を講ずべきである。

(5) 文化芸術支援の在り方を抜本的に見直すとともに、社会を挙げて文化芸術への投資を拡充する

- 文化芸術活動に対する国の支援に当たって、専門家が審査・評価を行う新たな仕組みの導入を検討するとともに、分野の特性に応じた新たな支援制度を導入するなど、長期的な視野に立って、支援制度を抜本的に見直す。
 - 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充するとともに、その法的基盤の整備については早急に具体的な検討を行う。
 - NPO法人を含め「新しい公共」による文化芸術活動を支援する仕組みを構築する。特に、多様な主体が「新しい公共」に参画できるようにするため、文化に関する寄附税制の拡充を進めることが重要である。
 - 文化芸術は国民や地域住民のための公共財であり、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術の振興策の強化・拡充を図る。特に、我が国の文化予算が諸外国と比較し圧倒的に少ない現状を踏まえ、我が国が世界の文化芸術の発展に本来貢献すべき役割を十分に果たし得るよう、国として文化予算を大幅に充実する。さらには、国、地方、民間、個人など社会を挙げて文化芸術への投資を拡充する。

(3)文化芸術を創造し、支える人材を充実する

- 芸術家をはじめ文化芸術を創造し、支える人材の育成を充実することにより、文化芸術の基盤を強固にする。
 - ▶ 若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
 - ▶ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成に関する支援を充実する。
 - ▶ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。
 - ▶ 文化芸術振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。

(4)子どもを対象とした文化芸術振興策を充実する

- 子どもを対象とした施策を充実し、文化芸術を支える裾野を拡大するとともに、感性やコミュニケーション能力をはぐくむ。
 - ▶ 子どもを対象とした優れた舞台芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
 - ▶ 学校教育における文化芸術を通じたコミュニケーション教育を充実する。

(5)文化芸術を確実に次世代へ継承する

- 文化財の保存・活用や、新たな創造活動の基盤として各種文化資源のアーカイブ化を図り、文化芸術を確実に次世代へ継承する。
 - ▶ 文化財の修理や防災対策を計画的に進める。
 - ▶ 文化財の公開・活用を一層進める。
 - ▶ 文化芸術分野のアーカイブ構築を進め、その積極的な活用策を検討する。

(2)文化芸術を支える人材を育てる

- 文化芸術の各分野を通じて、人材を育てる視点を重視する。具体的には、各分野の状況や特性を踏まえ、創造活動を担う専門性の高い人材を育てるとともに、子どもたちに質の高い文化芸術に触れる機会を確保すること等が重要である。
- 創造活動の直接の担い手としては、若手の芸術家等に対する支援が基本的に重要であり、必要な研修制度の充実や活躍の場の増加を図ることが必要である。また、創造活動を支援する観点から、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材等の育成が同様に求められる。
- 子どもたちの豊かな感性、創造性、意欲をはぐくむために、できるだけ幼い頃から、本物の文化芸術に触れ、体験する機会を拡充することに加え、学校教育において文化芸術を通じたコミュニケーション教育等を推進する。

(3)世代を超えて文化芸術を継承する

- 文化芸術は、先人の様々な営為により生み出されたものであるが、その継承の中でさらに新たな文化芸術が創造されるものである。また、我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。これらの文化芸術を将来にわたって持続的に継承することが重要である。
- 文化財を将来に持続的に継承するため、適切な保存の取組及び公開・活用の一層の推進を図るとともに、無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の確保に向けた取組の充実を図る。
- メディア芸術、映画、美術、衣食住など文化芸術の各分野における貴重な作品・資料等は、次代の文化芸術創造の基盤として重要である。このため、計画的・体系的な収集・保存を行うことができるようアーカイブの構築に取り組むとともに、その積極的な活用策を検討する必要がある。

(6)文化芸術により我が国の成長を促す

- 文化芸術により観光振興、地域振興、産業振興等を図り、我が国の成長を促す。
 - ▶ 文化芸術に係る各種資源の充実を図り、文化芸術による観光振興を進める。
 - ▶ 地域における文化芸術活動へのNPO法人、市民等の参画を促し、雇用創出を図る。
 - ▶ アーティスト・イン・レジデンスや地方芸術祭、創造都市等による地域文化の振興を奨励する。
 - ▶ 関係省庁の連携により文化芸術活動の成果を創造産業に結び付ける取組を進める。
 - ▶ 「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根差した身近な文化資源を掘り起こす。

(7)文化発信・国際文化交流を充実する

- 我が国の文化芸術を海外発信するとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
 - ▶ 舞台芸術の海外公演、国際共同制作等への支援を充実する。
 - ▶ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外出展に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
 - ▶ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館の活動・内容を充実する。
 - ▶ 文化財分野における国際協力を充実する。

(1)文化芸術の価値を高め、我が国の成長を促す

- 文化芸術を広く振興し、頂点の伸長と裾野の拡大を併せて進めることにより、我が国の文化芸術そのものの価値を高め、国民一人ひとりが自国の文化芸術に誇りを持ち得る状況を実現することが、まずもって重要である。
- また、文化芸術の振興は、教育、福祉、観光、創造産業等、幅広い分野に関わりを持つものである。文化芸術をより一層積極的に活用し、地域コミュニティの再生、雇用の創出を含めた地域振興や都市の活性化、ひいては我が国の成長につながる発想が重要である。
- これらの観点から、文化芸術の振興を強力に推進することにより、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指す。
- なお、今後の文化芸術の振興を図るに当たっては、従来主として対象としてきた文化芸術の領域のみならず、衣食住など広く我々の生活に関わる領域をも対象として振興策を講ずべきである。

(4)文化発信や国際交流を推進する

- 日本の文化芸術を積極的に海外発信する。特に、我が国の強みであるメディア芸術、創造産業の成果を強力に海外発信し、我が国の諸外国における文化的存在感を高めるとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 我が国の伝統文化や現代の創造的な文化を外国語により情報発信するなど、外国人の文化芸術へのアクセスや理解を容易にする。
- アジア諸国との連携も視野に入れつつ、世界的なアート・フェスティバル等、質の高い国際的な大規模展覧会の国内開催や、我が国の美術作品等の海外出展について、関係機関との連携のもと戦略的な支援を行う。
- 文化財の保存修復に係る高度な知識、技術、経験等を生かした国際協力や現地での人材育成など文化財を通じた戦略的な国際協力・交流を推進する。